**議会運営委員会　視察報告書**

日本共産党　小田桐たかし

◆期間：Ｈ24年１１月８日（木）～９日（金）

◆視察項目：[１]長野県松本市議会　　ア、議会基本条例施策推進組織

　　　　　　　　　　 　　　　　　　イ、議会政策討論会

　　　　　　　　　　　 　　　　　　ウ、ステップアップ市民会議

　　　　　　[２]愛知県名古屋市議会　ア、議員間の政策立案機能の強化

　　　　　　　　　　 　　　　　　　イ、委員会討論の実施

　　　　　　　　　　　 　　　　　ウ、議員定数と議員報酬

◆報告

[１]長野県松本市議会：ア、議会基本条例施策推進組織、イ、議会政策討論会、ウ、ステップアップ市民会議

◇所感等

・議会基本条例推進組織について：議会全体として政策・交流・広報の３部会で活動し、それとは別に進行管理部会（正副議長・会派代表者）により議論がされている。目的意識性をもって各常任委員会が政策議論を実施することは有意義であると考えるが、政策的な違いが少ない議題に偏ることが心配される。また松本市議会の場合、常任委員会任期は１年しかなく、十分な政策的視点や背景（特に住民にとってどういうものなのか）を持たずに議論されかねないと危惧する。

・ステップアップ市民会議について：市民選考には基準もなく、Ｈ２２年のスタート時は役割や仕事の範囲が不明確であったこと、Ｈ２３年度は議会傍聴をせず、自分の考えを繰り返す事例があるなど混乱が生じている。また市民会議の委員が政党会派への所属しているケースや、選挙への立候補等を考慮すると、今後の努力（生みの苦しみ）は注視しつつも、拙速な設置等は本市議会で避けたほうがいいと考える。

それよりも、陳情・請願提出時期は一般質問締め切りまで遅らせる（元の姿に戻す）等、市議会に市民の声をさらに取り入れる仕組みがあると考える。

・観光について：山間（自然）を活かした春夏秋冬の良さをまとめたパンフレットは大変魅力的だった。本市内の魅力再発見にも活かせるものと思われる。

・議会だよりについて：市政の歴史として、『人の営み』に対する深い敬愛があることもあるが、議会だよりの表紙は人の営みが豊かに表現された写真を活用しており、より身近になっているものと考える（松本観光コンベンション協会発行のパンフレット表紙写真は全て『人の営み』である）。ただし、質問字数は短くわかりづらかった。また常任委員会報告や議案に対する各議員の態度表明が表記されておらず、内容では本市議会だよりの良さもあると考える。

◇本市議会に活かすべき点

・移動委員会：地域生活にかかわるものは常任委員会が議会内から関係地域に出向き、公共施設等で審査する制度がある。これは関係者の傍聴券を確保すること及び議案に対する議員の認識を高めるキッカケとなることから、本市議会でも取り入れるべきと考える。

・政策討論と市民・関係団体との交流の融合：関係団体との交流（正副議長・委員会正副委員長）は参加関係者が絞られており、政策部会や関係常任委員会委員が出席できないことは改善点であると考える。しかし、共通政策を意識した委員会（会派や議員個人も含め）視察は感心される。また例えば、経済環境委員会が提案した『松本Ｂ級グルメの創造』については、駆除対象となっている鹿肉活用を、飲食店組合や猟友会と協議し、試食を共にし、練り上げていった経緯や市民参加、施策も含め議会の政策議論は大変参考になった。

・市民参加の促進：松本市議会のステップアップ市民会議という新組織や新制度の立ち上げよりも、陳情・請願の提出時期や、陳情・請願内容も一般質問ができることなど議会により市民の声を取り入れられるようにすること。

・議会報告会：全議員を３班に分け、実施するも、議会の決まったことしか報告しないという硬直的なものである。参加者からは「もっと議論したい」「議員個人の見解を聞きたい」との声があることも松本市議会で認められ、内容の変更も必要とのことであった。本市もさらに自由度を増し、誹謗中傷や度を越えた個人宣伝は控えるも市民との積極的な議論や各自の政策的違いが明確になるような議会報告会を実施すべきと考える。

[２]愛知県名古屋市議会：ア、議員間の政策立案機能の強化、イ、委員会討論の実施、ウ、議員定数と議員報酬

◇所感等

・政策立案：直近６年間で１７本の議会提案があるが、具体的な政策は一部改正も含め６本（がん対策や古紙の持ち去り防止、住宅リホームなど）ある（可決成立は４本）。提案前に市長の許可をもらわなければならない点は議会の役割といえるのか疑問である。自治法上の取り扱いはあるが、議会で決めた以上は首長も尊重し、実施すべきという民主主義上のルールが必要ではないか。

・議員定数と報酬：人口と区数（１６区）、面積上の議論を経て定数を定めてきたが、人口比の『格差』が生まれている一方、市役所周辺は「定数２」となるなど、議員数を増やせない中、意見を吸い上げる仕組みの維持が困難になっている。一方、報酬は１６００万円から８００万円（月５０万円・本市は月４５万６９００円）へ引き下げたものの、政務調査費は月５０万円（本市は月４万円）が支給されている。報酬・政務調査費を一体で議論する必要があると考える。同時に年代や性別はもちろん議員の質向上はどうあるべきなのかも含め広く検討する必要がある。

・市民３分間演説：Ｈ２２年３月から実施され、これまでに延べ７０人、実数５０名（一人当たり最大演説回数７回）となっている。内容は事前チェックはないが、「質問内容は確認するが、質問しても議員が答えることはない」とのことである。途中で演説を中止し、１年間禁止する事項も設けているが、実施はゼロである。単なるガス抜きにしないこと、各常任委員会の政策目的に沿った内容とすることなど、今後の取り組みに注視したい。

◇本市に活かすべき点

・積極的な自由討議：名古屋市議会では委員会審査が重点化される中で、委員の自由討議の発議に対し、本市のように委員の賛否や委員長許可は取らず、いつでも自由討議が可能となっている。これでは、答えたくない部分も答えざるを得ず、議員の説明責任がより高められる。また、本市議会基本条例の趣旨にも沿っており、取り入れることを検討すべきと考える。

・議会報告会：議運メンバーや委員会正副委員長など固定メンバーによる報告会となっている。実施するも、議会の決まったことしか報告しないと硬直したものであるため、参加者からは「もっと議論したい」との声が聞かれているとのことである。本市もさらに自由度を増し、誹謗中傷や度を越えた個人宣伝は控えるも市民との積極的な議論や各自の政策的違いが明確になるような議会報告会を実施すべきと考える。